

広島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成17年10月

広島港港湾管理者

目 次

変更理由	1
1 旅客船ふ頭計画（追加）	2
2 土地造成及び土地利用計画（変更）	3
3 その他重要事項の計画（追加）	4

I. 変更理由

- (1) 海洋性レクリエーション需要の増大に対処し、港における賑わい空間を形成するため、観音地区において、旅客船ふ頭計画を追加する。
- (2) 効率的な土地利用を図るため、向洋地区において、土地利用計画を変更する。
- (3) 木材取扱機能の変化に対処し、高次都市機能の集積拠点を形成するため、廿日市地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- (4) プレジャーボートを適切に収容し、ボートパークの効率的な運営を図るため、吉島地区において、港湾の効率的な運営に関する事項を計画する。

1 旅客船ふ頭計画（追加）

観音地区

海洋性レクリエーション需要の増大に対処し、港における賑わい空間を形成するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

水深3.5m ドルフィン1バース（公共）

2 土地造成及び土地利用計画（変更）

企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

（単位：ha）

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
向洋地区			5			7		12
廿日市地区	20	15	70	(6) 14	15	3	2	(6) 139

注1 （ ）内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

（単位：ha）

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
向洋地区			3			9		12
廿日市地区	20	15	(3) 79	1	15	3	2	(3) 136

注1 （ ）内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 その他重要事項の計画（追加）

港湾の効率的な運営

プレジャーボートを適切に収容し、ボートパークの効率的な運営を図るため、以下の施設において、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

吉島地区

吉島小型船だまり

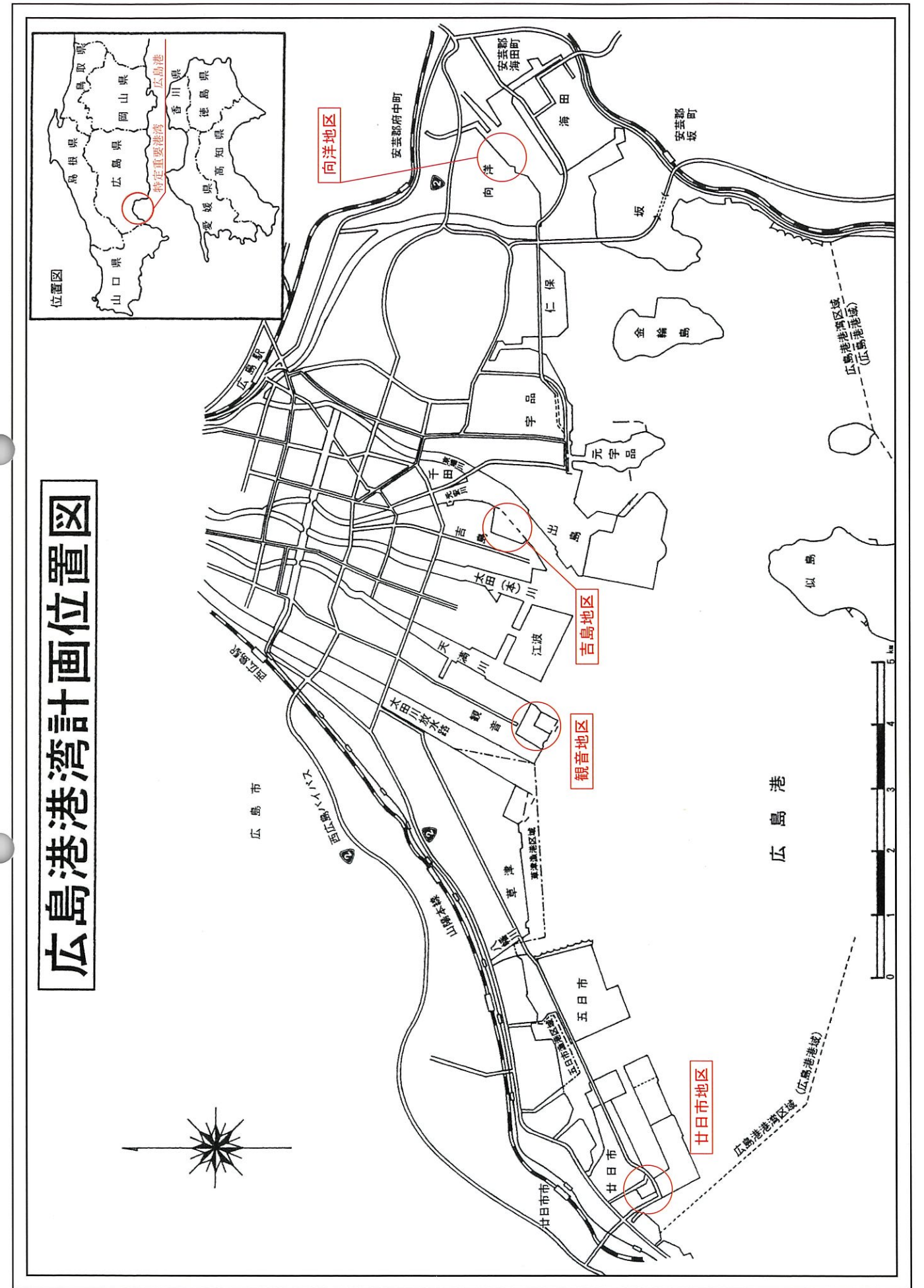
小型さん橋 2基（既定計画）

物揚場 水深3m 延長 30m（既設）

物揚場 水深2m 延長100m（既設）

ふ頭用地 1ha（既設）

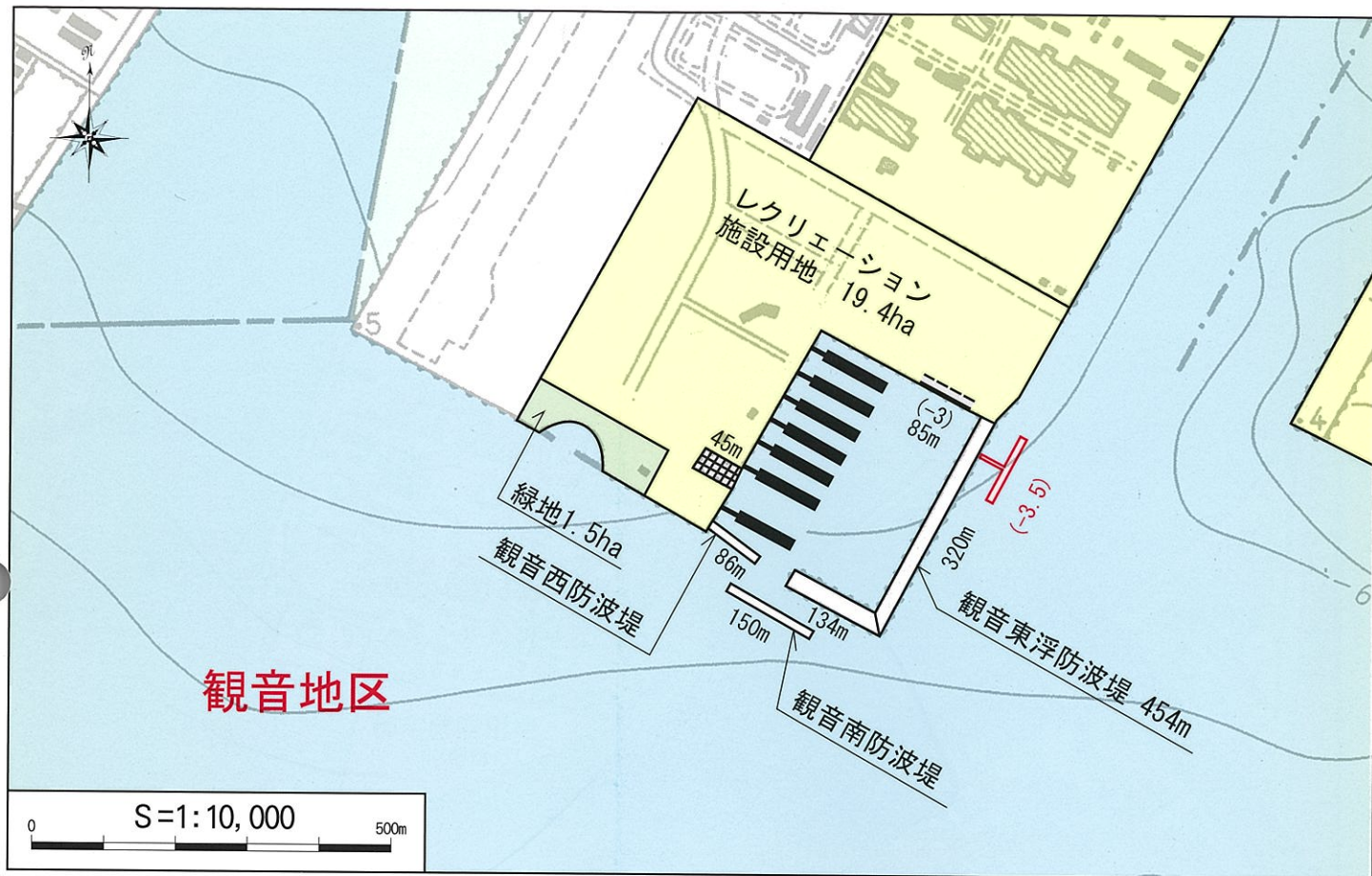
緑地 1ha（既定計画）



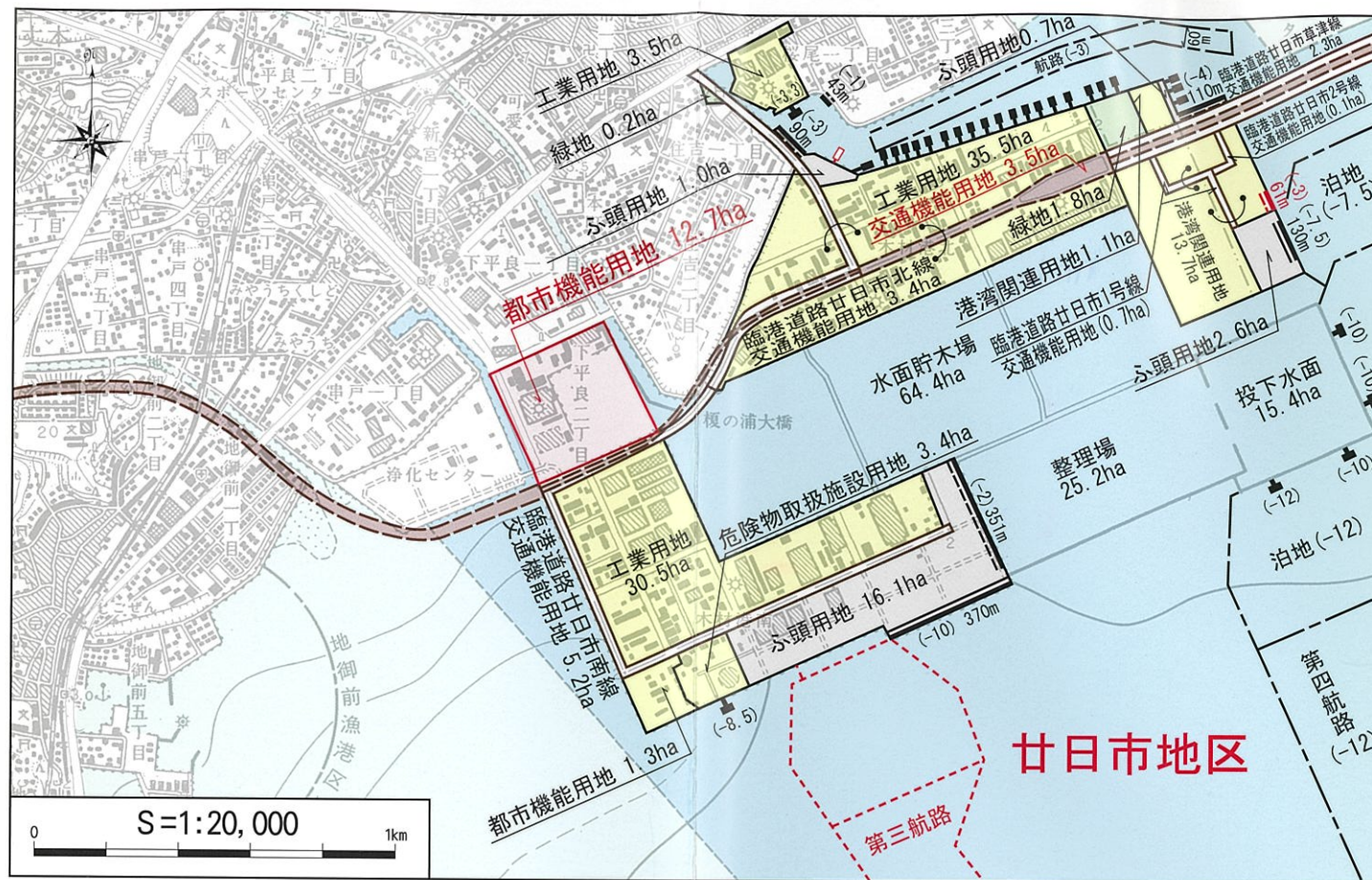
広島港港湾計画図

(観音地区)(廿日市地区)(向洋地区)

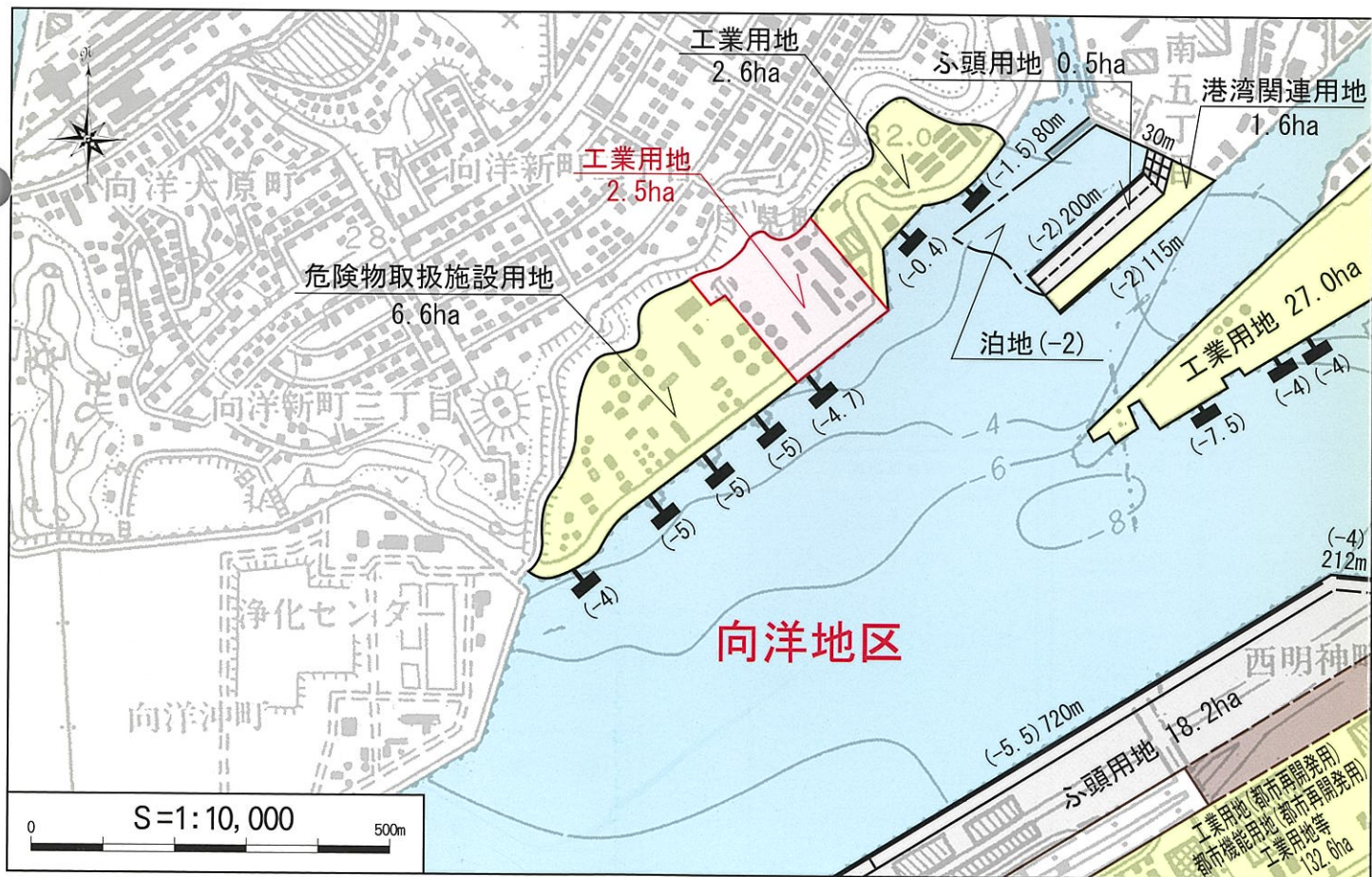
観音地区



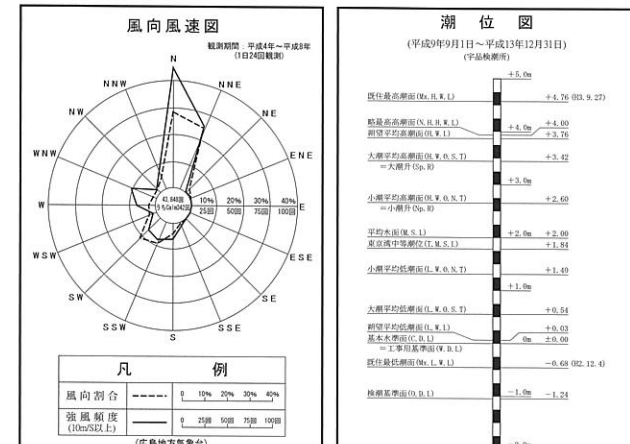
廿日市地区



向洋地区



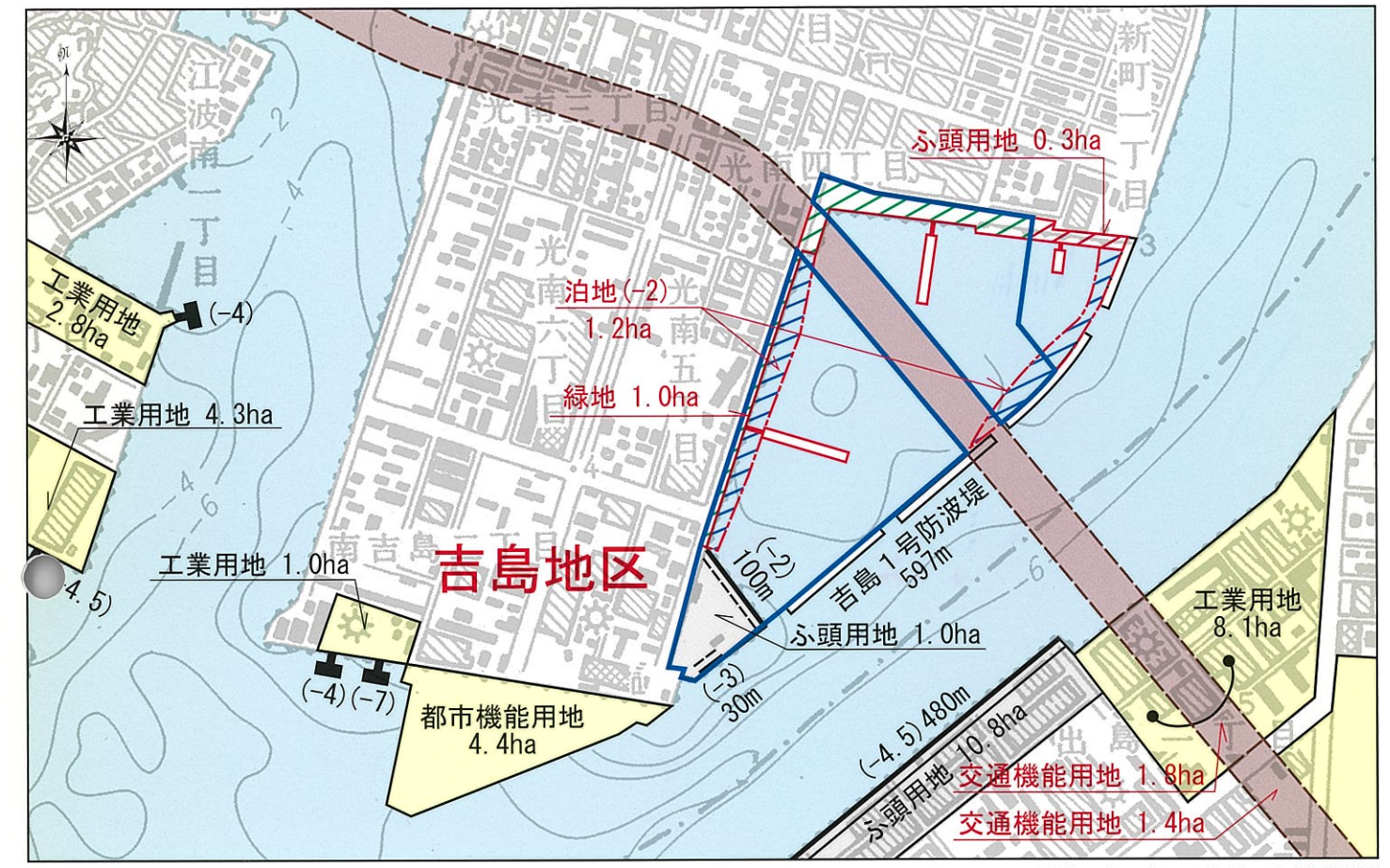
凡	例
	防波堤(既設)
	航路・泊地(既設)
	公共岸壁(既設)
	公共物揚場(既設)
	公共船揚場(既設)
	小型さん橋(既設)
	専用岸壁及び専用物揚場(既設)
	ドルフィン(既設)
	ドルフィン(今回計画)
	ふ頭用地(既設)
	ふ頭用地(今回計画)
	臨港道路(既設)
	その他道路(計画)
	緑地(既設)
	その他の用地(既設)
	その他の用地(今回計画)
	将来構想



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平17 中複 第138号)

広島港港湾計画図 (吉島地区)

S=1:10,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平17 中複 第138号)

凡 例	
	防 波 堤 (既 設)
	航 路 ・ 泊 地 (既定計画)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	ド ル フ ィ ン (既 設)
	小 型 さ ん 橋 (既定計画)
	ふ 頭 用 地 (既 設)
	ふ 頭 用 地 (既定計画)
	緑 地 (既定計画)
	そ の 他 道 路 (計 画)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)
	効率的な運営を 特に促進する区域

